

水道局企業管理規程 番 号	水道局企業管理規程名	公布年月日
水道局企業管理規程 第 9 号	さいたま市給水条例施行規程の一部を改正 する規程	令和4年12月28日
水道局企業管理規程 第 10 号	さいたま市水道局企業職員の給与に関する 規程の一部を改正する規程	令和4年12月28日

さいたま市水道局企業管理規程第9号

さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程

さいたま市給水条例施行規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給水量の計量等) 第13条 [略] 2 メーターを検針したときは、使用水量、今回の水道料金（以下「料金」という。）及び下水道使用料を使用水量等のお知らせ（様式第13号）に印字する方法又は電子情報処理組織（管理者の使用に係る電子計算機と、使用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により使用者に通知する。この場合において、メーターに異状があると認められるときは、使用者にこの旨を告げ、適当な措置を講じなければならない。	(給水量の計量等) 第13条 [略] 2 メーターを検針したときは、 <u>使用水量等のお知らせ（様式第13号）</u> に使用水量、今回の水道料金（以下「料金」という。）及び下水道使用料を印字して使用者に通知する。この場合において、メーターに異状があると認められるときは、使用者にこの旨を告げ、適当な措置を講じなければならない。

附 則

この規程は、令和5年1月4日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第10号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第26項第4号において同じ。）において受けるべき給料（育児短時間勤務職員等の給料月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、その職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>6～10 [略]</p> <p>11 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の110</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の130</u>）</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第26項第4号において同じ。）において受けるべき給料（育児短時間勤務職員等の給料月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、その職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>6～10 [略]</p> <p>11 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の100</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の120</u>）</p>

(2) 再任用職員 <u>100分の50</u> (特定管理職員 にあつては、 <u>100分の60</u> ) 12 [略]	(2) 再任用職員 <u>100分の45</u> (特定管理職員 にあつては、 <u>100分の55</u> ) 12 [略]
---	---

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

## 企業職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,900	234,200	268,900	304,900	351,000	393,100	446,000	504,200
	2	147,100	236,000	271,000	307,000	353,500	395,700	448,900	507,000
	3	148,200	237,700	273,000	309,000	356,000	398,300	451,700	509,900
	4	149,300	239,500	275,100	311,100	358,500	400,900	454,600	512,800
	5	150,400	241,200	277,100	313,100	360,900	403,400	457,400	515,700
	6	151,700	242,900	279,100	315,100	363,400	405,900	460,300	518,400
	7	152,900	244,600	281,100	317,100	365,800	408,400	463,100	521,100
	8	154,200	246,300	283,100	319,100	368,200	410,900	466,000	523,800
	9	155,400	247,900	285,000	321,100	370,600	413,300	468,800	526,500
	10	157,100	249,600	287,000	323,100	373,000	415,800	471,600	529,000
	11	158,800	251,300	288,900	325,100	375,400	418,300	474,400	531,400
	12	160,500	253,000	290,900	327,100	377,800	420,800	477,200	533,800
	13	162,200	254,600	292,800	329,000	380,200	423,200	479,900	536,200
	14	164,000	256,300	294,800	331,000	382,600	425,600	482,400	538,200
	15	165,700	257,900	296,700	332,900	385,000	428,000	484,900	540,200
	16	167,400	259,600	298,600	334,800	387,400	430,400	487,400	542,200
	17	169,100	261,200	300,500	336,700	389,700	432,700	489,900	544,100
	18	170,900	262,900	302,500	338,600	392,000	435,000	492,100	545,800
	19	172,600	264,500	304,400	340,500	394,200	437,300	494,300	547,500
	20	174,300	266,200	306,400	342,400	396,400	439,600	496,500	549,200
	21	176,000	267,800	308,300	344,200	398,600	441,900	498,700	550,800
	22	177,800	269,500	310,300	346,100	400,800	443,600	500,300	552,200
	23	179,500	271,100	312,200	347,900	402,900	445,300	501,800	553,600
	24	181,200	272,800	314,100	349,800	405,100	447,000	503,400	555,000
	25	182,900	274,400	316,000	351,600	407,200	448,700	504,900	556,300
	26	184,700	276,100	318,000	353,400	409,100	450,300	506,200	
	27	186,500	277,700	319,900	355,200	411,000	451,900	507,400	
	28	188,300	279,400	321,800	357,000	412,900	453,500	508,600	
	29	190,000	281,000	323,700	358,800	414,800	455,000	509,800	
	30	191,800	282,700	325,600	360,600	416,300	456,500	510,700	
	31	193,600	284,300	327,500	362,300	417,800	458,000	511,600	
	32	195,400	286,000	329,400	364,100	419,300	459,500	512,500	
	33	197,200	287,600	331,300	365,800	420,800	461,000	513,300	
	34	199,000	289,300	333,200	367,500	422,100	462,400	514,100	
	35	200,800	290,900	335,000	369,200	423,400	463,700	514,800	
	36	202,600	292,500	336,900	370,900	424,700	465,000	515,600	
	37	204,400	294,100	338,700	372,500	426,000	466,300	516,300	
	38	206,200	295,800	340,600	374,100	427,300	467,500		
	39	208,000	297,400	342,400	375,700	428,500	468,700		
	40	209,800	299,000	344,300	377,300	429,800	469,900		
	41	211,600	300,600	346,100	378,800	431,000	471,000		
	42	213,500	302,200	347,700	380,400	431,900	472,000		
	43	215,300	303,700	349,200	381,900	432,700	473,000		
44	217,200	305,200	350,700	383,500	433,500	474,000			

45	219,000	306,700	352,200	385,000	434,300	474,900
46	220,900	308,100	353,800	386,300	435,100	475,600
47	222,800	309,500	355,300	387,600	435,800	476,300
48	224,700	310,900	356,800	388,900	436,600	477,000
49	226,500	312,300	358,300	390,200	437,300	477,700
50	228,400	313,700	359,700	391,400	438,000	478,400
51	230,300	315,100	361,000	392,600	438,600	479,000
52	232,200	316,500	362,400	393,800	439,200	479,700
53	234,100	317,800	363,700	394,900	439,800	480,300
54	236,000	319,200	364,900	395,700	440,400	481,000
55	237,900	320,500	366,100	396,500	440,900	481,600
56	239,800	321,900	367,300	397,300	441,500	482,200
57	241,600	323,200	368,500	398,000	442,000	482,800
58	243,500	324,600	369,600	398,700	442,600	
59	245,300	325,900	370,600	399,400	443,100	
60	247,100	327,300	371,700	400,100	443,600	
61	248,600	328,600	372,700	400,800	444,100	
62	250,400	329,600	373,700	401,500	444,600	
63	252,200	330,600	374,600	402,100	445,100	
64	254,000	331,600	375,600	402,800	445,600	
65	255,700	332,500	376,500	403,400	446,000	
66	257,400	333,400	377,400	404,000	446,500	
67	259,100	334,200	378,300	404,600	446,900	
68	260,800	335,100	379,200	405,200	447,400	
69	262,400	335,900	380,000	405,800	447,800	
70	263,800	336,700	380,800	406,200	448,200	
71	265,200	337,500	381,600	406,500	448,600	
72	266,600	338,300	382,400	406,900	449,000	
73	268,000	339,100	383,200	407,200	449,400	
74	269,200	339,900	384,000	407,600	449,800	
75	270,300	340,700	384,700	407,900	450,200	
76	271,500	341,500	385,500	408,300	450,600	
77	272,600	342,200	386,200	408,600	450,900	
78	273,600	343,000	386,900	409,000		
79	274,500	343,800	387,500	409,300		
80	275,400	344,600	388,100	409,700		
81	276,300	345,300	388,700	410,000		
82	277,100	345,900	389,300	410,400		
83	277,800	346,400	389,900	410,700		
84	278,500	346,900	390,500	411,000		
85	279,200	347,400	391,000	411,300		
86	279,700	347,900	391,500	411,600		
87	280,100	348,400	392,000	411,900		
88	280,500	348,900	392,500	412,200		
89	280,900	349,400	393,000	412,500		
90		349,900	393,500			
91		350,400	394,000			
92		350,900	394,500			
93		351,400	394,900			

	94		351,900	395,400					
	95		352,400	395,800					
	96		352,900	396,200					
	97		353,300	396,600					
	98		353,800	397,000					
	99		354,200	397,400					
	100		354,700	397,800					
	101		355,100	398,200					
再任用 職員		214,000	242,100	265,000	288,100	304,200	325,100	359,000	407,500

第2条 さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第26項第4号において同じ。）において受けるべき給料（育児短時間勤務職員等の給料月額にあつては、その月額を算出率で除して得た額）の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、その職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の100</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>6～10 [略]</p> <p>11 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の105</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の47.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第26項第4号において同じ。）において受けるべき給料（育児短時間勤務職員等の給料月額にあつては、その月額を算出率で除して得た額）の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、その職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>6～10 [略]</p> <p>11 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の110</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の130</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の50</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>）</p>



12 [略]

12 [略]

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

## 企業職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,900	234,200	268,900	304,900	351,000	393,100	446,000	504,200
	2	147,100	236,000	271,000	307,000	353,500	395,700	448,900	507,000
	3	148,200	237,700	273,000	309,000	356,000	398,300	451,700	509,900
	4	149,300	239,500	275,100	311,100	358,500	400,900	454,600	512,800
	5	150,400	241,200	277,100	313,100	360,900	403,400	457,400	515,700
	6	151,700	242,900	279,100	315,100	363,400	405,900	460,300	518,400
	7	152,900	244,600	281,100	317,100	365,800	408,400	463,100	521,100
	8	154,200	246,300	283,100	319,100	368,200	410,900	466,000	523,800
	9	155,400	247,900	285,000	321,100	370,600	413,300	468,800	526,500
	10	157,100	249,600	287,000	323,100	373,000	415,800	471,600	529,000
	11	158,800	251,300	288,900	325,100	375,400	418,300	474,400	531,400
	12	160,500	253,000	290,900	327,100	377,800	420,800	477,200	533,800
	13	162,200	254,600	292,800	329,000	380,200	423,200	479,900	536,200
	14	164,000	256,300	294,800	331,000	382,600	425,600	482,400	538,200
	15	165,700	257,900	296,700	332,900	385,000	428,000	484,900	540,200
	16	167,400	259,600	298,600	334,800	387,400	430,400	487,400	542,200
	17	169,100	261,200	300,500	336,700	389,700	432,700	489,900	544,100
	18	170,900	262,900	302,500	338,600	392,000	435,000	492,100	545,800
	19	172,600	264,500	304,400	340,500	394,200	437,300	494,300	547,500
	20	174,300	266,200	306,400	342,400	396,400	439,600	496,500	549,200
	21	176,000	267,800	308,300	344,200	398,600	441,900	498,700	550,800
	22	177,800	269,500	310,300	346,100	400,800	443,600	500,300	552,200
	23	179,500	271,100	312,200	347,900	402,900	445,300	501,800	553,600
	24	181,200	272,800	314,100	349,800	405,100	447,000	503,400	555,000
	25	182,900	274,400	316,000	351,600	407,200	448,700	504,900	556,300
	26	184,700	276,100	318,000	353,400	409,100	450,300	506,200	
	27	186,500	277,700	319,900	355,200	411,000	451,900	507,400	
	28	188,300	279,400	321,800	357,000	412,900	453,500	508,600	
	29	190,000	281,000	323,700	358,800	414,800	455,000	509,800	
	30	191,800	282,700	325,600	360,600	416,300	456,500	510,700	
	31	193,600	284,300	327,500	362,300	417,800	458,000	511,600	
	32	195,400	286,000	329,400	364,100	419,300	459,500	512,500	
	33	197,200	287,600	331,300	365,800	420,800	461,000	513,300	
	34	199,000	289,300	333,200	367,500	422,100	462,400	514,100	
	35	200,800	290,900	335,000	369,200	423,400	463,700	514,800	
	36	202,600	292,500	336,900	370,900	424,700	465,000	515,600	
	37	204,400	294,100	338,700	372,500	426,000	466,300	516,300	
	38	206,200	295,800	340,600	374,100	427,300	467,500		
	39	208,000	297,400	342,400	375,700	428,500	468,700		
	40	209,800	299,000	344,300	377,300	429,800	469,900		
	41	211,600	300,600	346,100	378,800	431,000	471,000		
	42	213,500	302,200	347,700	380,400	431,900	472,000		
	43	215,300	303,700	349,200	381,900	432,700	473,000		
44	217,200	305,200	350,700	383,500	433,500	474,000			

45	219,000	306,700	352,200	385,000	434,300	474,900
46	220,900	308,100	353,800	386,300	435,100	475,600
47	222,800	309,500	355,300	387,600	435,800	476,300
48	224,700	310,900	356,800	388,900	436,600	477,000
49	226,500	312,300	358,300	390,200	437,300	477,700
50	228,400	313,700	359,700	391,400	438,000	478,400
51	230,300	315,100	361,000	392,600	438,600	479,000
52	232,200	316,500	362,400	393,800	439,200	479,700
53	234,100	317,800	363,700	394,900	439,800	480,300
54	236,000	319,200	364,900	395,700	440,400	481,000
55	237,900	320,500	366,100	396,500	440,900	481,600
56	239,800	321,900	367,300	397,300	441,500	482,200
57	241,600	323,200	368,500	398,000	442,000	482,800
58	243,500	324,600	369,600	398,700	442,600	
59	245,300	325,900	370,600	399,400	443,100	
60	247,100	327,300	371,700	400,100	443,600	
61	248,600	328,600	372,700	400,800	444,100	
62	250,400	329,600	373,700	401,500	444,600	
63	252,200	330,600	374,600	402,100	445,100	
64	254,000	331,600	375,600	402,800	445,600	
65	255,700	332,500	376,500	403,400	446,000	
66	257,400	333,400	377,400	404,000	446,500	
67	259,100	334,200	378,300	404,600	446,900	
68	260,800	335,100	379,200	405,200	447,400	
69	262,400	335,900	380,000	405,800	447,800	
70	263,800	336,700	380,800	406,200	448,200	
71	265,200	337,500	381,600	406,500	448,600	
72	266,600	338,300	382,400	406,900	449,000	
73	268,000	339,100	383,200	407,200	449,400	
74	269,200	339,900	384,000	407,600	449,800	
75	270,300	340,700	384,700	407,900	450,200	
76	271,500	341,500	385,500	408,300	450,600	
77	272,600	342,200	386,200	408,600	450,900	
78	273,600	343,000	386,900	409,000		
79	274,500	343,800	387,500	409,300		
80	275,400	344,600	388,100	409,700		
81	276,300	345,300	388,700	410,000		
82	277,100	345,900	389,300	410,400		
83	277,800	346,400	389,900	410,700		
84	278,500	346,900	390,500	411,000		
85	279,200	347,400	391,000	411,300		
86	279,700	347,900	391,500	411,600		
87	280,100	348,400	392,000	411,900		
88	280,500	348,900	392,500	412,200		
89	280,900	349,400	393,000	412,500		
90		349,900	393,500			
91		350,400	394,000			
92		350,900	394,500			
93		351,400	394,900			

	94		351,900	395,400					
	95		352,400	395,800					
	96		352,900	396,200					
	97		353,300	396,600					
	98		353,800	397,000					
	99		354,200	397,400					
	100		354,700	397,800					
	101		355,100	398,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		214,000	242,100	265,000	288,100	304,200	325,100	359,000	407,500

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

### (適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表第1の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与規程第22条第5項及び第11項の規定は同年12月1日から適用する。

### (給与の内払)

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

### (その他)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、水道事業管理者が別に定める。